

ガバナンス

社外取締役インタビュー



当社は、お客さまの生涯にわたる保障を提供する生命保険会社の使命と、超長期にわたる生命保険契約の特性をふまえて、相互会社としてコーポレートガバナンス態勢の高度化に取り組むことが経営上の最重要事項であると考えています。

平成27年6月から上場会社に対して適用が開始された「コーポレートガバナンス・コード」等をふまえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針をとりまとめ「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として公表しています。

新たな中期経営計画(平成29年4月～平成32年3月)の策定に先立ち、「社外取締役会議」等を活用し、中期的な経営の方向性やERM態勢整備等について、社外取締役の社業への理解の深耕を図りつつ建設的な議論を行ない、また、取締役会等の自己評価を通じて把握した課題とそれに対する対応策を策定・公表するなど、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組んでいます。

ここで、平成24年から取締役、加えて、平成26年から監査委員会委員長を務める落合誠一氏に、当社のコーポレートガバナンスに関する取り組み、およびその取り組みにかかる社外取締役の役割についてお話を伺いました。



取締役
おちあい せいいち
落合 誠一

【略歴】

昭和56年(1981) 成蹊大学法学部教授
平成 2年(1990) 東京大学大学院法学政治学
研究科・法学部教授
平成19年(2007) 中央大学法科大学院教授
同 年 (//) 弁護士登録
同 年 (//) 東京大学名誉教授(現職)
平成24年(2012) 明治安田生命取締役

Question

これまでの当社のコーポレートガバナンスの取組みについてどのように評価されていますか。

Answer

当社は、指名委員会等設置会社であり、経営の監督機能と執行機能が分離され、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を原則として執行役に委任しています。監査役(会)設置会社の取締役会が、経営の意思決定と経営の監督の両方を行なうのに対して、指名委員会等設置会社の取締役会は、経営の意思決定の大部分を執行役に委任することにより生じた余力を監督に傾注することをねらった仕組みです。

このタイプの取締役会は、いわゆる「モニタリング・モデル」といわれる取締役会のあり方を志向するものです。従って、当社における取締役会の主な役割は、執行側、つまり経営者が行なった経営の意思決定とその業務執行を評価・監督することになります。すなわち、会社の経営は、経営者である執行役が行ないますが、取締役会は、ご契約者全体の利益を代表する立場から当社経営者の経営を監督する役割を担っています。私ども社外取締役は、取締役会によるモニタリング機能の主要な担い手という重要な任務を果たすべく努力しています。

当社では、指名、監査そして報酬の3委員会に加え、社外取締役で構成される「社外取締役会議」を設けており、適宜必要に応じて、社外取締役のみの会合開催や、経営トップ等に対して説明を求めるとともに、率直かつ真摯な意見交換を行なう場として大変良く機能しています。私は、「社外取締役会議」の設置について、取締役会のモニタリングの実効性をより強化するものとして大いに評価しています。

会社のガバナンスは、何と云っても、経営陣、とりわけトップがその向上に強い意欲を持っていることが必要不可欠であり、それがなければ、どうしてもガバナンスは形骸化しがちです。幸いなことに、当社の経営陣のガバナンス改善への意欲は並々ならぬものがあると感じています。それゆえに、われわれ社外取締役と経営陣とが一体となって、今後とも、さらにいっそう、当社のガバナンスの改善に努め、当社ご契約者全体の利益の向上に資することができればと考えています。

Question

監査委員会委員長として、果たすべき役割についてどのようにお考えですか。

Answer

指名委員会等設置会社における取締役および執行役の職務執行の監督(モニタリング)は、無論、取締役会が行なうものですが、実際には、主として監査委員会による監査を適宜・適切に取締役会のモニタリングに反映させることによってなされるため、モニタリング・モデルにおける監査委員会の役割は大変重要です。

当社の監査委員会は、監査委員のメンバーである非業務執行取締役や内部監査部門、さらには会計監査人との密接な連携を図ることによって行なわれるため、この円滑な連携は適確な任務遂行にとって必須です。従って、監査委員長としては、この密接な連携確保に十分な配慮をしつつ、監査委員会が果たすべき職責を貫徹できるように努めています。

監査委員会がその機能を発揮するためには、監査委員会および監査委員に対し、監査に必要な情報が十分に提供されなければなりません。それゆえに監査委員会をサポートする監査委員会事務局の役割も重要であり、その独立性と充実性にも配慮しています。私としては、引き続き、監査委員会事務局のサポート等も得ながら、監査委員長として監査委員会の機能発揮に取り組みたいと考えています。